

平成三十年三月二日受領
答弁第九〇号

内閣衆質一九六第九〇号

平成三十年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員関健一郎君提出佐川国税庁長官税務署視察に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員関健一郎君提出佐川国税庁長官税務署視察に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの期間における佐川国税庁長官による税務署視察の予定については、セキュリティ上の観点及び円滑な申告相談を実施する観点から、お答えすることは差し控えるが、同長官は、平成三十年二月二十六日時点で、同月十六日における盛岡税務署及び大船渡税務署の各々の確定申告会場並びに仙台北税務署、仙台中税務署及び仙台南税務署の三署による合同の確定申告会場の視察、同月二十一日における瀬戸税務署の確定申告会場並びに岡山東税務署、岡山西税務署、西大寺税務署及び瀬戸税務署の四署による合同の確定申告会場の視察、同月二十二日における広島東税務署、広島南税務署、広島西税務署、広島北税務署、廿日市税務署及び海田税務署の六署による合同の確定申告会場並びに広島国税局の確定申告テレフォンセンターの視察並びに同月二十五日における鶴見税務署、横浜中税務署及び保土ヶ谷税務署の三署による合同の確定申告会場の視察を行っている。

二について

佐川国税庁長官は、一について述べた確定申告会場等の視察において、申告相談の状況等を確認する

とともに、国税局や税務署の職員との意見交換を行ったが、職員に対する訓示は行っていない。